

ふるさと納税に係る謝礼品の取扱いについて（Q&A）

Q1 返礼品として取り扱うことのできる商品に条件はありますか

A1 地場産品となります。詳細は別紙（謝礼品基準）をご参照ください。

Q2 謝礼品追加までの流れは

A2 まず、取扱う謝礼品の詳細や寄附金額等について、担当課と打ち合わせをします。その後、謝礼品の登録（追加）に係る協定書を締結し、本市における取扱いを開始します。

Q3 謝礼品を登録する際、事業者側が負担する費用はありますか

A3 提供事業者が負担する費用はありません。なお、本市は「ふるさとチョイス」（株式会社トラストバンク）と業務契約をしており、謝礼品情報は当該サイト上に掲載されます。

Q4 （Q2に鑑み）謝礼品の説明文や掲載写真について何か制限はありますか

A4 専用サイトへの掲載にあたっては、説明文が1,000文字以内、掲載できる写真は8枚まで等の制限はあります。詳細は市民活動支援課までお問い合わせください。

Q5 寄附金額はどのように設定されますか

A5 まず、謝礼品金額＝調達に係る費用を税込みで伺い、その金額を基に設定します。なお、規定により、謝礼品金額は寄附金額の3割以下とする必要があります。

（例1）謝礼品金額（税込）が3,000円の場合

⇒ 寄附金額： $3,000 \div 0.3 = 10,000$ 円

（例2）謝礼品金額（税込）が8,500円の場合

⇒ 寄附金額： $8,500 \div 0.3 = 28,333.333$ 円

≒29,000円（千円未満繰上げ）

Q6 謝礼品代は原価、定価、売値（割引後価格）のうち、どの金額とすれば良いですか

A6 特に決まりはありません。調達のために要した費用として算出してください。なお、複数の謝礼品を一括して調達する場合は、調達費用の合計額を内容、数量に応じて按分する等してください。

Q7 1事業者が提供できる謝礼品の数に制限はありますか

A7 制限はありません。本市としても、より多くの魅力的な商品を取扱いたいと考えておりますので、品数等については担当課とご調整ください。

Q8 高額な謝礼品の場合、商品を多数扱うことができませんが、商品数に限りがあっても取扱いは可能ですか

A8 可能です。現在取扱っている中には、提供事業者から“年間5個まで”との指定を受けている商品もあります。なお、商品の在庫がない場合や一時的に取扱いを中止する場合は適宜ご連絡ください

※ 上記の場合、サイト上には“受付中止”や“品切れ中”等と表示されます。

Q9 謝礼品は受注生産可能ですか

A9 可能です。但し、寄附者には、お申込み後なるべく早く謝礼品をお届けしたいと考えておりますので、何卒ご理解ください。

Q10 謝礼品の発送は提供事業者が行うのですか

A10 お見込みのとおりです。寄附者からのお申込み後、市民活動支援課から提供事業者へ「発送依頼書」を送付いたしますので、(依頼書に記載されている)寄附者宛てに、商品の発送をお願いします。

Q11 発送にかかる費用は提供事業者が負担するのですか

A11 謝礼品の発送に係る費用(送料)については、本市が別途負担いたします。

【地場産品類型】

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在した
もの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称
その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を
占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度
関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とする
もの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれか

に該当する

ものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、

当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号の

いずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。